

令和 6 年 5 月 13 日

魚沼市議会議長 森島 守人 様

議会運営委員会
委員長 本 田 篤

議会運営委員会調査報告書

本委員会は、所管事務について下記のとおり調査したので、魚沼市議会会議規則第 110 条の規定により報告します。

記

- 1 調査事件名 (1) 令和 6 年第 2 回魚沼市議会定例会について
(2) 議案の取扱いについて
(3) その他
- 2 調査の経過 5 月 13 日、委員会を開催し、上記案件について協議した。
(1) 令和 6 年第 1 回魚沼市議会定例会の日程について、招集期日は市長提案のとおり 6 月 14 日とし、会期は 7 月 3 日までの 20 日間とした。
審議予定については、別紙「令和 6 年第 2 回魚沼市議会定例会会期及び審議の予定表」のとおりとした。
一般質問の取扱いについては、別紙「令和 6 年第 2 回（6 月）定例会一般質問の取扱いについて」のとおりとし、通告期限は 6 月 7 日正午とし、通告書は簡潔に記載することとした。
議会の議決に付すべき工事又は製造の請負契約及び財産の取得又は処分に係る議案の取扱いについて協議し、定例会前の委員会等で報告を受けた上で、本会議で提案即決とする取扱いを原則とすることとした。
その他で、上位法の改正に伴う議会関係例規の改正について、事務局で改正案を調整し、改正案を本委員会で協議し、今年度中に改正することとした。

議会運営委員会会議録

1 調査事件

(1) 令和6年第2回魚沼市議会定例会について

(2) 議案の取扱いについて

(3) その他

2 日 時 令和6年5月13日 午前10時

3 場 所 本庁舎3階 委員会室

4 出席委員 星 直樹、星野みゆき、大平恭児、遠藤徳一、渡辺一美、本田 篤
(森島守人議長)

5 欠席委員 佐藤 肇

6 説明員 内田市長、桑原総務政策部長

7 書 記 坂大議会事務局長、桙澤議会事務局次長

8 経 過

開 会 (10:00)

本田委員長 佐藤肇委員から欠席の届出がありましたので報告いたします。

定足数に達しておりますので、ただいまから議会運営委員会を開会します。これより議事に入ります。

(1) 令和6年第2回魚沼市議会定例会について

本田委員長 日程第1、令和6年第2回魚沼市議会定例会についてを議題とします。(1) 招集期日について、執行部から説明をお願いします。

内田市長 招集期日につきましては、6月14日でお願いしたいと思います。

本田委員長 ただいま説明のあった招集期日について、異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。したがって、招集期日については、説明のとおり6月14日と決定しました。

次に、(2) 会期及び会議予定について、議会事務局長に説明を求めます。

坂大議会事務局長 (資料「令和6年第2回魚沼市議会定例会会期及び審議の予定表(案)」により説明)

本田委員長 ただいまの説明について、質疑はありませんか。(なし) なければ、これで質疑

を終わります。お諮りします。会期については6月14日から7月3日までの20日間とし、会議予定は令和6年第2回魚沼市議会定例会会期及び審議予定表（案）のとおりとすることに、異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。会期は6月14日から7月3日までの20日間とし、会議予定は別紙、令和6年第2回魚沼市議会定例会会期及び審議予定表（案）のとおりとすることに決定しました。

次に、（3）一般質問について、議会事務局長に説明させます。

坂大議会事務局長 （資料「令和6年第2回（6月）定例会一般質問の取扱いについて（案）」により説明）

本田委員長 ただいまの説明について質疑はありませんか。（なし）なければ、これで質疑を終わります。お諮りします。一般質問については、別紙「令和6年第2回（6月）定例会一般質問の取扱いについて（案）」のとおり実施することに異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。なお、一般質問の締切り期限は、6月7日（金）正午となります。

次に、（4）その他について、ご審議願います。皆様のほうで何かございますでしょうか。（なし）

（2）議案の取扱いについて

本田委員長 次に、日程第2、議案の取扱いについてを議題といたします。議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に係る議案について、議会事務局長に説明を求めます。

坂大議会事務局長 それでは、説明をさせていただきます。内容につきましては日程表に記載したとおりでありますけれども、予定価格1億5,000万円以上、変更契約も含まれますけれどもこの請負に係る契約について、こちらについては提案即決としたいとするものであります。この辺につきましては前回の議会のときも同様の手続きをさせていただきましたが、今後の取扱いということで正確に確認がされておりませんので、改めて議運の中で取扱いを審議いただくものであります。これと同様に、今度は不動産もしくは動産の買入れもしくは売買に係る契約ということで、こちらにつきましては予定価格が2,000万円以上の場合につきましては工事と同様に提案即決とさせていただきたいと思うものであります。内容につきましては、工事等でありますと働き方改革、物価高騰等で工期等が長くなっていること、同じように特に特殊車両である除雪車、消防関係車両につきましては工期が長くなっていることから、早く契約の事務ができないと年度内に納車ができない可能性があるということで、工事と同様の取扱いをしたいというものであります。説明は以上です。

本田委員長 この件につきまして、質疑はございますでしょうか。

遠藤委員 これまでも工事契約、変更等については、ある一定金額の中では委員会の中などで審査等もあって、それが高い安い、適正かどうかというのはある程度執行部とやり取りする機会があったけど、今後は本会議上でやるということで、委員会にはおろさずに初日に提案即決と、こういった内容でよろしかったでしょうか。

坂大議会事務局長 ご質問のとおりであります。そのような取扱いをさせていただきたいですし、当然定例会前の委員会等で報告をしていただいて、事前に説明をしていただきたいと思います。ただ、委員会で説明できない場合も考えられますので、そのときは議

会事務局で協議して、各委員長等と調整した上で本会議に臨みたい、そういうものです。

遠藤委員 これまでの代表者会議ですとか委員長会議等でこの話は出ておりますので了承済みではありますが、やはり事務執行に当たりましては委員会で事前に分かるものは早めにとということと、今までも定例会中に発生して定例会の最終日にまた議運を開いて取り上げたような案件も数ありました。ぜひ早めに情報、あるいは工事契約に至る事務が発生したときに、何らかの方法で議会にもお知らせできるような体制をお願いしたいと思います。その辺について答弁をいただいて終わりにしたいと思います。

桑原総務政策部長 今ほどの件につきましては、当初契約の部分については入札公告から仮契約、その後本会議提案、その後に常任委員会付託、最終日の可決というところで、大体2か月程度はかかっておりました。これについては、当然今ほどの局長の説明のとおりなんですけれども、併せまして変更契約の場合というところも出てまいります。そうしますと、どうしても会期中に変更契約が生じた場合については、会期内でまたどこかの本会議の中で提案して可決いただくといった場合も考えられます。その辺、事態が生じましたら早急に委員会のほうへ、委員会が開催できない場合につきましては、先ほど局長の話がありましたように、執行部から局長を通じて議員さん方のほうにお伝えしたいというふうに考えております。

渡辺委員 確認なんですけれども、例えば入札が決定すると価格も当然決定すると思います。今ほどのお話ですと、本会議前に委員会の中で報告ということです。その中でもやはり入札が決定すれば価格を公表していいかと思いますので、その辺りの委員会での報告はどのような取扱いになりますか。

桑原総務政策部長 あくまでも入札日の関係もあるかと思います。入札日がその委員会の直前に行われていれば、委員会の中でその額も含めて報告はできますし、当然ながら落札者についても報告はできるところなんです。入札日が行われていないというところについては、致し方なく本会議に入ってからその辺の詳細について提案させていただくという場合もありますので、その辺はお含みおきをいただきたいというふうに思っております。

大平委員 工事の契約については、これまでもアスベスト等も含めていろいろ問題があったと思います。提案即決という形が続くと、議会で議論すべきものが形骸化するような懸念もあるので、やはり問題等が発生した場合には十分な審議を通じて議論ができるような形を取ってもらいたい。これは案件にもよるので毎回毎回ということではないと思うんですけれども、十分に審議を確保していただきたいと思うんですが、その辺についてはどうでしょうか。

坂大議会事務局長 今ほどのご意見ですけれども、疑義があるような内容であれば当然提案即決という取扱いではなくて、委員会付託という可能性もあります。毎回この議運の中でどういう取扱いをするかというのは審議いただきますので、そのつど判断いただくと。全てそのような取扱いにするという考えではなく、原則という考え方で捉えていただきたいと思います。

本田委員長 補足説明させていただきますけれども、いつも議運で付議事件の一覧表が出てまいります。今までは1億5,000万円以上の入札については、福祉文教委員会付託とかで、常任委員会に付託となっておりました。ここが、本会議で提案即決ということになるかと思います。これは議会運営委員会で諮って、これでよいのかというところで皆さんに審議

していただくところであります。今ほどの大平委員の話されたとおり、懸案事項のそういったところにつきましては、委員会付託等も議員の皆さんが了承すれば当然可能ということになるかと思っております。そういった意味では皆様次第ということでもありますけれど、あくまで手続き上のところを提案即決する、そのような形でさせていただきたいということでもあります。

それでは、本件の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に係る議案の取扱いについて、本会議で提案即決とする取扱いを原則とすることに、異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認め、そのように決定いたしました。

この後の日程については、議会内部の調整等になりますので、執行部の報告、協議事項等があればそれを先に行い、なければこれで執行部から退席を願うこととしたいと思います。異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。それでは執行部から協議、報告事項等はいかがでしょうか。（なし）委員の皆さんから、執行部に対し質疑等はいかがでしょうか。（なし）

これで執行部からは退席していただきたいと思います。ご苦労様でした。（執行部退席）

（３）その他

本田委員長　次に、日程第３、その他についてを議題といたします。議会に係る例規について、報告がございます。上位法の改正により、今後改正が必要なものがございます。文言、引用条文等の改正が主な内容でございます。内容につきましては、局長からよろしいですか。

坂大議会事務局長　それでは、簡単ではありますが説明させていただきます。

刑法等の改正に伴うものであります。これについては「懲役」・「禁錮」を「拘禁刑」に改めるものであります。内容につきましては、施行日が令和７年６月１日、これらに文言を使用する議会の関係する例規ですけれども、魚沼市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例、魚沼市議会の個人情報保護に関する条例、この２件について修正が必要になります。

２点目ですが、地方自治法の改正に伴う標準市議会会議規則及び標準市議会委員会条例の改正によるものであります。長期に渡って改正されていないことによる問題への対応ということであります。地方自治法の施行日は令和６年４月１日、改正が必要と思われる例規でありますけれども、魚沼市議会会議規則、魚沼市議会委員会条例、そのほか事務局で精査中であります。これにつきましても、表記が直ることで内容が変わるというような内容ではありませんので、今事務局のほうで確認、調整を行っております。以上です。

本田委員長　この件についてなんです、今ほどの説明であまりピンとこなかったかもしれませんが、具体的に何をするかというと文言を入れ替える。例えば、懲役・禁錮を拘禁刑に直すとか、助詞の使い方の口語体にするとか、その程度で内容は変わらないものであります。その程度なんです、市議会に関することの文言全てですので、今それを洗い出しをするのに少し時間がかかるかなと。局長の説明があったとおり、去年の１２月には通達が出ており６月１日から施行なんです、それを引っ張り出すのもうちちょっと時間をいただきたいなということでもあります。それが全てそろったら、改めまして改正案と

いうことで議会にお示ししたいなということでもあります。

渡辺委員　　今ほど、6月1日施行ということなんだけれども今はまだ精査中であるということで、そうすると6月6日の日には議案が出てくるわけですけども、そのときには確定になっているというふうに思っようよろしいですか。

坂大議会事務局長　　すみません、今回の議会には間に合いませんので、ちょっと先送りをさせていただけたいと。改正するのであればまとめて改正をさせていただきたいと思っていますので、この6月の議会には対応ができないような状況です。

渡辺委員　　上位法の改正については通達もそれなりの時期に来ていた。施行日が6月1日であつたということを思うと、6月の定例会の初日にとか、あるいはそこで出てくるのが本来なのかなと思います。そういった遅れてしまった理由ですとか、そういったところは、執行部じゃなくて議会のことだと言われると確かに議会側に責任があるのかなと思っようところもあるんですけども、その辺りご説明いただけますでしょうか。

坂大議会事務局長　　ご指摘のとおりであります。通達があつたので早めに対応すべきだったのですが、事務が遅れてしまったことだったり、他市の様子をうかがつたというのも正直あります。先ほど言つたとおり、自治法の改正も大きい影響がある部分ではなかつたので、内容が変わる部分でなく、文言が変わる部分だけなので、様子見をしているところで結果的に間に合わなくなつてしまったというのが正直なところであります。反省すべきところではあります。刑法の関係が来年6月ということだったので、改正するのであれば一括まとめてという考え方もあつて、結果的に遅れてしまいました。

本田委員長　　しばらくの間、休憩いたします。

休　　憩（10：19）

再　　開（10：22）

本田委員長　　休憩を解き、会議を再開いたします。

　　今ほど、内容について協議させていただきました。年度内を目途に条例改正に目掛けて頑張っよういただきたいと思っようおります。本件につきましては、また詳細が出たらお示しさせていただきたいと思っようおります。改正案が整いましたら議運でも協議していきたいと思いますが、異議ございませんか。（なし）異議なしですので、そのようにお願ひいたします。

　　ほかに皆様方から協議事項等はございませんか。（なし）事務局から協議事項等はありませんか。（なし）本日の会議録につきましては、委員長に一任願ひます。本日の議会運営委員会はこれで閉会します。

閉　　会（10：23）